

(公印省略)

情報個審第1813号

令和4年6月9日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諒問事件

諮問番号：令和4年（行情）諮問第328号

事 件 名：国会同意人事案に関する議論の際に使用するマニュアルの不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和4年6月30日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送、ファックス又は電子メールで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎

連絡先：03-5501-2879

ファックス：03-3502-7350

(別紙)

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



理 由 説 明 書

令和4年2月25日付（3月1日受付）、内閣総務官（以下「処分庁」という。）による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づく不開示決定処分（令和4年2月24日付け閣総第80号。以下「原処分」という。）に対する審査請求については、下記のとおり、原処分を維持することが適当である。

記

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が令和4年1月21日付けで行った「②国会同意人事案に関して国会の同意を得る際に使用しているマニュアルその他の文書（最新版）」との行政文書開示請求（以下「本件行政文書開示請求」という。）に対して、処分庁において、「本件対象文書については、保有していない」ことを理由に不開示として原処分を行ったところ、審査請求人から、原処分の取消しを求めて審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は、国会同意人事は、候補者名が議院運営委員会理事会前に報道された場合、提示を認めないとする与野党間の申し合わせがあり、内閣側の情報管理の徹底が求められることからすれば、各種注意事項等を記載した文書が存在するといえる旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、本件行政文書開示請求を受け、文書の探索を実施したが、本件行政文書開示請求に該当する文書の存在は確認できなかつたものであり、審査請求人の主張は事実誤認に基づくものである。

したがって、文書を保有していないことを理由に不開示決定を行った原処分は妥当である。

3 結語

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、原処分は維持されるべきである。

電子メールによる意見書等の提出方法について（御案内）

意見書、資料及び「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出することが可能です。

電子メールで提出する場合は、以下の方法により御提出ください。（以下の方法に反して提出された場合は、意見書等として受け付けることができませんので、御留意ください。）

1 提出先電子メールアドレス

jyouhoukoukaishinsai@soumu.go.jp

注：電子メールの誤送信等については対応いたしかねますので、お間違えのないよう御注意ください。

2 件名及び本文の記載について

件名：令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する意見書

本文：（1）審査請求人氏名

（2）代理人氏名（選任されている場合に限る。）

（3）今後の審査会発出の文書について、電子メールでの送付を希望する／しない（※いずれかを記載）

（4）「（別紙）提出する意見書又は資料の取扱いについて」の回答（※PDFファイルにより回答される場合は、記載不要です。下記5も御参照ください。）

注1：諒問番号は、「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出の求めについて」に記載されています。

注2：電子メールでの送付を希望された方に対しては、以後、当審査会が発出する文書は全て電子メールにより送付します。希望されない方には、郵送により送付します。なお、電子メールでの送付を希望した場合には、郵送による送付に変更はできませんので御注意ください。

注3：HTML形式のメールは受け付けられませんので、ご注意ください。

3 意見書のファイル形式について

意見書は、あなたの主張を正確に把握する観点から、誤編集防止のため、PDFファイルで提出してください。

P D F ファイル名は、「令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する意見書」としてください。

そのほかのファイル形式や電子メール本文への記載により提出された場合は、意見書として受け付けることはできません。

4 資料のファイル形式について

意見書と合わせて提出したい資料も、P D F ファイルで提出してください。

資料が、動画、写真、音声データ等である場合は、当該データを保存したC D - R 等を持参又は郵送して提出してください。

なお、提出する資料には「令和〇年（〇〇） 諒問第〇号に対する参考資料」などと明記してください。

5 「（別紙） 提出する意見書又は資料の取扱いについて」について

意見書及び資料とともに、同封した「（別紙） 提出する意見書又は資料の取扱いについて」に回答を記入したものをP D F ファイルで提出してください。

なお、回答は、上記2の電子メールの本文に記載いただいても、差し支えありません（この場合、P D F ファイルの提出は不要です。）。

6 受信可能な添付ファイルの容量について

当審査会で受信可能な添付ファイルの容量は、合計9 M B ですので、同容量を超えないように御留意ください。

大容量転送システムについては、セキュリティ上の観点からアクセスできないことがありますので、利用をお控えください。

7 個別の諒問事件に関するお問合せについて

上記1の電子メールアドレスは文書の送受信専用であり、個別の諒問事件に関するお問合せをいただいても回答することはできません。個別の諒問事件に関するお問合せについては、「理由説明書の写しの送付及び意見書の提出の求めについて」に記載の連絡先まで御連絡ください。